

**定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方と
ごみ減量・適正処理施策の推進方向について
(最終とりまとめ案)**

平成19年6月 日

仙台市廃棄物対策審議会

目 次

はじめに	1
(1) 検討の背景	1
(2) 審議会における検討の経過・成果	1
1 定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方	2
(1) 今後の費用負担の方向性	2
(2) ごみの種類ごとの費用負担の方向	3
(3) 手数料の設定	3
(4) 手数料の減免	5
(5) 実施時期	5
2 ごみ減量・適正処理施策の推進方向	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) ごみの減量・リサイクルの推進	6
(3) ごみの適正処理の推進	7
(4) ごみ処理に関する広報・教育の拡充	7
資料編	
1 仙台市廃棄物対策審議会委員名簿	8
2 これまでの検討経過	9
3 仙台市のごみ処理の現状	10
4 全国の家庭ごみ等有料化実施状況	11
5 ごみ処理費用の負担のあり方に係る中間とりまとめに対する市民意見の概要	12

はじめに

(1) 検討の背景

「21世紀は環境の世紀」と言われる中で、現在の良好な生活環境を次世代に引き継いでいくとともに、将来にわたって持続的な発展を確実なものにするため、ごみの発生抑制や減量・リサイクルを進めてごみ処理に伴う環境負荷を低減し、資源循環型の社会経済システムへの転換に取り組むことが、今日緊急の課題となっています。

仙台市においては、平成11年3月に全面改定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、環境への負荷が低減される資源循環型の社会構築に向けて様々な取り組みを進めてきたところですが、平成17年3月に行った中間見直しの中で、「リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）及びリサイクル（再生利用）の3R（※）を推進するため、市が支出するごみ処理費用の負担のあり方を本市の実状を踏まえ、家庭ごみの有料化も視野に入れつつ、様々な角度から検討していく」として、ごみ処理費用の負担のあり方を検討することとしていました。

また、国においては、平成17年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブ（動機づけ）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべき」との方針を打ち出しています。

このような背景から、家庭ごみの処理費用について住民負担を求める市町村が増えてきており、現在では全国の半数を超える市町村が有料化を実施している状況になっています。

※ 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字をとった言葉

(2) 審議会における検討の経過・成果

仙台市廃棄物対策審議会においては、仙台市からの要請を受け、平成18年4月から、現在無料で毎週決められた曜日に収集している生活ごみ（定日収集生活ごみ）の費用負担のあり方について、受益者負担制度を導入する場合の効果や問題点、実施の適否や制度の内容、併せて対応すべき施策など、幅広く検討を進めてきました。平成18年9月には、それまでの審議内容を集約して制度の骨格案を「中間とりまとめ」として整理し、10月からの2ヶ月にわたり市民からの意見募集も行いました。寄せられた市民意見については、その適切な反映に心がけながら、最終的な意見のとりまとめに向けて更に議論を重ねてきたところです。

この「最終とりまとめ」は、7回にわたって行ってきた審議会における種々の議論や市民意見も踏まえ、「定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方」と、受益者負担制度の導入により生み出される収入を活用して併せて対応すべき「ごみ減量・適正処理施策の推進方向」についてとりまとめたものです。

仙台市におかれては、この「最終とりまとめ」を十分尊重し、市民の理解と協力が得られるよう配慮しながら、資源循環型の都市づくりに向けて適切な対応を図られるよう期待します。

1 定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方

(1) 今後の費用負担の方向性

① 基本的な考え方

ア ごみの排出抑制と分別徹底

仙台市のごみ排出量は、市民協働の取り組みである「100万人のごみ減量大作戦」の成果として全体的には減少傾向にありますが、全体の6割を占めている定日収集生活ごみ（家庭ごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル等）の排出量はここ数年横ばいの状態が続いています。また、家庭ごみには再生利用が可能な紙類やプラスチック製容器包装など、分別可能な資源物の混入が依然として見受けられる状況にあります。

その背景には、粗大ごみ・臨時ごみや事業ごみなどはごみ処理手数料として排出者に一定の費用負担を求めているのに対して、定日収集生活ごみは全て無料としていることから、一部の市民においてはごみ問題に対する関心が高まらず、ごみの減量化や分別徹底への動機づけが十分に働いていないためと考えられます。こうしたことから、ごみの排出抑制・分別徹底に向け、経済的な動機づけによる対応が求められます。

イ 排出量に応じた受益と負担の適正化

定日収集生活ごみの処理には、平成17年度実績で年間約79億円という多額の費用を要しています。定日収集生活ごみを無料としている現在は、ごみ排出の抑制や分別に積極的に取り組んでいる市民とそうでない市民との間でごみ排出量に違いが生じてきており、それに伴いごみ処理という行政サービスの受益の程度について、目に見えない不均衡が生じているものと考えられることから、その費用負担のあり方について見直す必要があります。

以上を踏まえ、定日収集生活ごみのうち家庭ごみ等については、「ごみの排出抑制と分別徹底」及び「排出量に応じた受益と負担の適正化」の観点から、他のごみと同様に、ごみ処理手数料として一定の費用を負担することが妥当と考えます。

② 効果

家庭ごみ等の処理費用への受益者負担制度の導入により、次のような効果が期待されます。

- ごみの分別徹底や不要品の購入抑制等が進み、**ごみの減量化・資源化が促進される。**
- 排出量に応じて費用の一部を自ら負担することにより、**ごみ処理サービスの受益と負担の関係が目に見えるようになり、ごみ問題への関心も高まる。**
- ごみ減量・リサイクルを通じた資源循環型社会形成への関心が高まり、大量消費の生活スタイルから、**環境に優しい生活スタイルへの転換が促進される。**
- ごみ減量・リサイクルがより一層進むことにより、**将来的にはごみ処理コストが低減される。**
- 3Rの取り組みが促進されることにより、**地球環境への負荷が低減され地球環境保全にも寄与する。**

(2) ごみの種類ごとの費用負担の方向

① 家庭ごみ

現在まで市民の協力により、ごみ減量・リサイクルが促進されてきましたが、家庭ごみに混入されている再生可能な紙類やプラスチック製容器包装等の分別徹底などにより、更に排出が抑制されることから、市民は**一層の排出抑制に向けて一定の費用を負担する必要があります**。

② プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、一層の分別促進を目的として、これまでどおり無料にする考えもありますが、市はこれらの収集運搬、選別の費用を負担しており、また、循環型社会形成の上で最も優先すべきごみの発生抑制を進めるためにも費用負担の対象とする必要があります。また、かさ比重も小さいこともあり、一層の排出抑制と分別徹底に向けて、**家庭ごみより低額の費用負担とすることが妥当**と考えます。

③ 缶・びん・ペットボトル等

これらのごみの発生抑制も必要ですが、受益者負担制度を導入する際は、市民に浸透している現在のコンテナ収集から袋収集にごみ収集方式を変更する必要があります。袋収集にすると、びん類の破損等によりリサイクル率が低下するおそれがあるほか、資源化施設の改修も必要となるなどの課題があり、当面は**これまでどおり無料で収集することが妥当**と考えます。

(3) 手数料の設定

① 手数料の負担方法

手数料の負担方法は、ごみ処理という行政サービスの受益の程度に応じて広く一定の費用を負担し、市民全体の課題としてごみ減量に取り組む観点から、**ごみ排出に使用する袋の枚数や大きさに応じて費用を負担する「単純従量制」を採用**することが適当と考えます。

これにより、市民は新たな指定袋を定められた価格(手数料)で購入することによって、ごみ処理費用の一部を負担することとなります。現在の指定袋と同じように店舗で購入する形であり、制度的にみても市民にとってなじみやすいものと考えます。

なお、新たな指定袋は市民が容易に購入することができるよう、その取扱店を多数確保することが必要です。

<参考：指定袋について>

現在の指定袋： 市が定めた規格に基づいて製造することを承認された事業者が製造・販売しているものであり、その売上金は市の収入とはなっていません。

新たな指定袋： 受益者負担制度を導入する場合には、市が新たに指定袋を製造・販売することになり、その売上金はごみ処理手数料として市の収入になります。

② 指定袋の種類・大きさ

ごみ排出量に応じた袋の選択のしやすさ、収集効率に与える影響、袋の製造・流通に要する経費などを総合的に勘案し、現在の指定袋と同様に、**大（45ℓ）・中（30ℓ）・小（15ℓ）の3種類を、新たな指定袋として作製**することが妥当と考えます。

なお、現在の指定袋から新たな指定袋への切替えに当たっては、市民に混乱が生じないよう十分な対応策を講ずる必要があります。

③ 手数料の水準

ア 家庭ごみ

手数料は、市民にとって受入れ可能な程度であるとともに、実際に減量・分別効果が期待できる水準に設定する必要があります。

そのような観点から検討するとともに、既に有料化を実施している他都市の状況を参考にして、**表1**の手数料を設定しました。この設定は、有料化実施の同規模都市と同程度であり、市民からも理解が得られる水準であると考えます。

なお、仙台市の家庭ごみの処理には約54億円（平成17年度実績）の費用がかかっていますが、こうした水準とした場合には、受益者負担制度実施による新たな指定袋の製造・流通経費を除くと、その4分の1程度が手数料で賄われることとなります。

イ プラスチック製容器包装

前述のとおり、家庭ごみより低額の設定が妥当であり、有料化実施の同規模都市の水準を参考として、家庭ごみの半額とすることが適当であると考えます。

【表1：新たな指定袋1枚当たりの手数料】

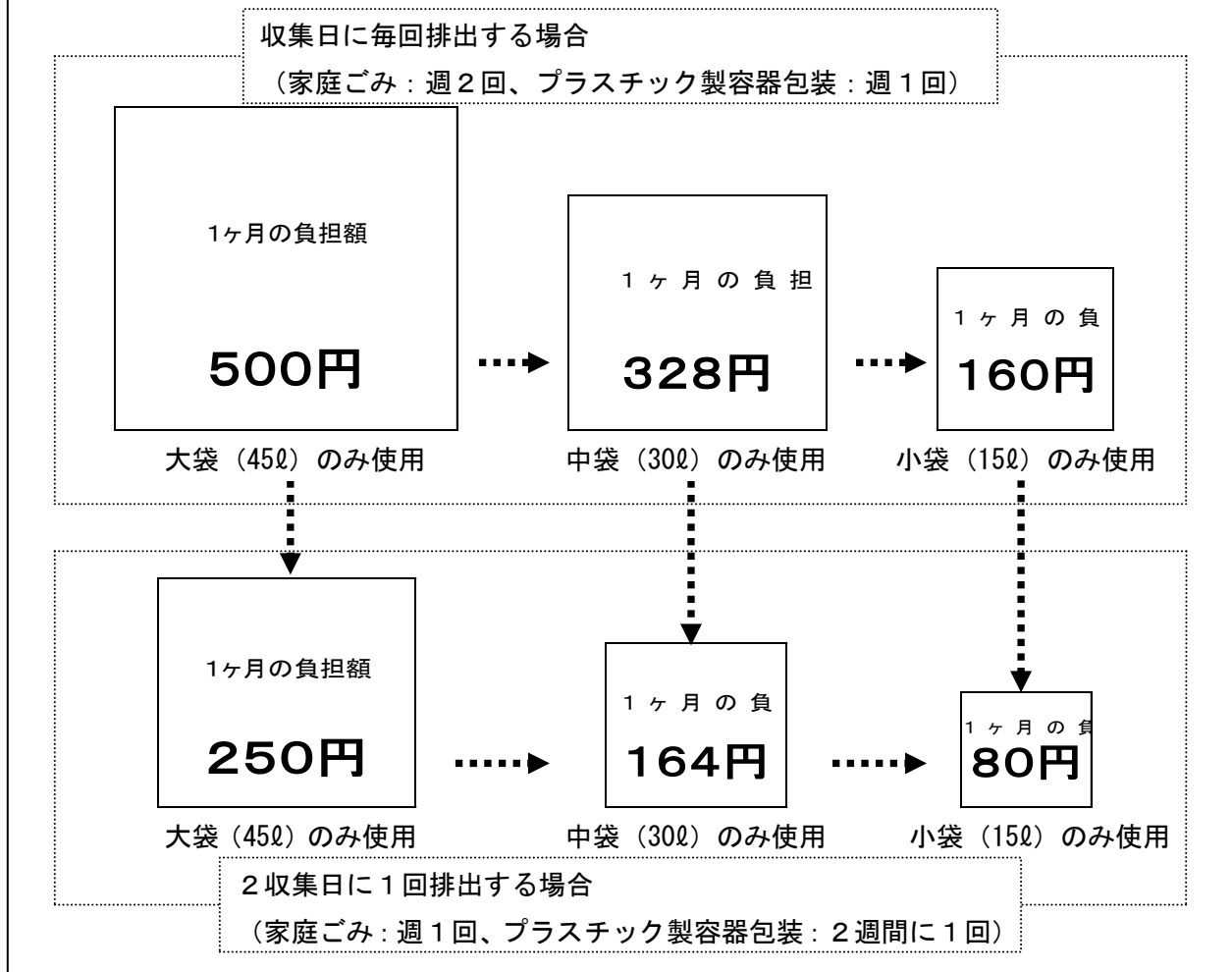
	家庭ごみ	プラスチック製容器包装
大袋（45ℓ）	50円程度	25円程度
中袋（30ℓ）	33円程度	16円程度
小袋（15ℓ）	16円程度	8円程度

なお、ごみ減量・リサイクルに努めれば努めるほど、費用負担額は少なく済む仕組みであることを、市民に十分説明し理解していただくことが重要と考えます。

<参考：費用負担の試算>

家庭ごみは週2回、プラスチック製容器包装は週1回、ともに毎回収集日に排出する場合には、1ヶ月当たり概ね、大袋（45ℓ）で500円、中袋（30ℓ）で328円、小袋（15ℓ）で160円の費用負担と試算されますが、再生利用可能な紙類等の分別徹底や生ごみの減量等に取り組めば、より小さい指定袋を使用して排出すること（大袋で月500円→中袋で月328円→小袋で月160円）、あるいは排出頻度を少なくすること（例えば、家庭ごみは週1回、プラスチック製容器包装は2週間に1回排出の場合は、大袋で月250円、中袋で月164円、小袋で月80円）が可能となります（表2参照）。

【表 2：費用負担の例】



(4) 手数料の減免

家庭ごみ等の処理費用への受益者負担制度の導入は、ごみ減量の動機づけと受益に応じた負担を主眼とするものであり、また、ごみ減量・リサイクルに努めれば努めるほど、費用負担額は少なく済む仕組みであることから、原則として、誰もが排出量に応じた負担をしていただく必要があります。

ただし、地域の自発的な清掃活動により集めたごみについては、地域コミュニティの形成促進やまち美化の観点から、従来どおり無料の取扱いとすべきものであり、また、育児や介護のために日常的に使用する紙おむつに関しては、減量に努めても困難な現実にあるため、子育て・介護支援の観点から、手数料の減免という例外的な取扱いを検討すべきと考えます。

(5) 実施時期

家庭ごみ等の処理費用への受益者負担制度は、先に述べた効果からも早期に実施することが望ましいと考えますが、市民に対して十分な周知期間を確保するとともに、転出入の多い時期は避けるなど種々の事情に留意しながら、円滑な制度導入が図られるような実施時期を検討する必要があります。

2 ごみ減量・適正処理施策の推進方向

(1) 基本的な考え方

家庭ごみ等の処理費用への受益者負担制度の導入に当たっては、市民や事業者の更なる理解と協力を得ながら、ごみの減量・リサイクルを一層推進するための環境づくりや適正処理の推進に向けた幅広い対応策を講じる必要があります。更に、ごみ処理に関する市民の意識向上のため、広報・教育に取り組むことが重要です。次の項目について、期待される効果や費用面を検証しながら、具体的な施策の検討を進めていくことを求めます。

また、この制度の導入によって新たに生み出される手数料収入が、ごみの収集・運搬、処分といったごみ処理費用やごみ減量・リサイクルの推進に資する各種施策などに有効に活用されていることを、市民にわかりやすく説明するよう努める必要があります。

なお、仙台市の施策は、近隣の自治体の取り組みに影響を与えることがあるため、本件についても近隣自治体とは情報交換を密に行う必要があります。

(2) ごみの減量・リサイクルの推進

① 市民の取り組みの支援

家庭ごみの約4割を占める紙類の相当部分が再生利用可能であることから、紙類の分別を徹底する仕組みをつくることが重要です。

紙類のリサイクルについては、集団資源回収事業が大きな役割を果たしていますが、少子高齢化の進展など、同事業を取り巻く環境も変化してきている状況にあります。従来からの集団資源回収事業に加え、受益者負担制度の導入に併せて新たにごみ集積所を活用した紙類の定期回収事業を実施すれば、分別促進による費用負担の軽減とともにごみ減量・リサイクルが進み、相乗的な効果が期待されます。

このほか、買い物をする際の簡易包装やマイバッグ持参の推進、生ごみの減量・リサイクルなどについて、市民がより一層協力しやすい支援策の充実を検討していく必要があります。

② 事業者への対応

定日収集生活ごみの減量を進めるためには、事業者の側においても資源物の店頭回収の実施や簡易包装の推進、レジ袋の削減といった、ごみの発生を抑制する取り組みが求められるところです。仙台市としても事業者に対する働きかけや事業者の取り組みとの連携を進めていく必要があります。

また、市民に対してごみ減量の取り組みを促すのと同時に、これまで再生可能な紙類の分別等の協力をいただいていた事業者に対しても、多量排出事業者を中心として、ごみの排出抑制や分別徹底により一層の協力を求めるなど、仙台市全体としてごみ減量への取り組みが図られることが望まれます。

(3) ごみの適正処理の推進

① 不適正排出・不法投棄の防止

受益者負担制度導入の際、不法投棄や排出ルールを守らない不適正な排出が増加し地域環境の悪化を招くことのないよう、市民への丁寧な説明に加えて、地域との連携を図りながら、実効性のある的確な対策を講ずることが求められます。

市民への説明に当たっては、今回新たな制度を導入するに至った目的や意義などについても、十分な理解が得られるようにすることが重要です。また、新たに仙台市に転入してきた市民や、市からの情報が伝わりにくい学生や単身者が多数居住している集合住宅の居住者に排出ルールが徹底されるよう、不動産管理会社等の協力を得ながら効果的に周知を図ることが、不適正排出の抑制につながるものと考えます。

不適正排出や不法投棄への具体的な対策としては、特に新たな制度の導入当初に重点を置いて排出ルールの説明をきめ細かく行い、巡回パトロールの実施をはじめとした不法投棄対策の充実を図るとともに、万が一、ルールを守らない不適正排出がなされた場合には厳しく対処するなど、受益者負担制度に対する市民の信頼が損われることのないよう対応することが求められます。

② 地域における活動の支援

地域におけるごみの排出を適切に管理していくためには、地域住民が互いに協力し合うことが大切です。仙台市としても、地域の生活環境の維持向上のため、ごみ集積所の管理など、地域での活動に対する支援策の拡充が求められます。

(4) ごみ処理に関する広報・教育の拡充

① 広報・情報公開の拡充

適正なごみ処理を推進するためには、市民、事業者の協力が欠かせないことから、ごみ処理やリサイクルの仕組み、ごみ排出量やごみ処理費用の推移のデータなど、ごみに関する各種の情報を市民にわかりやすく、きめ細かに提供していく必要があります。特に、受益者負担制度の導入に当たっては、不適正排出などを未然に防止する観点からも、新たな排出ルールや併せて対応する各種施策について、市民の十分な理解と協力が得られるよう周知を図っていく必要があります。

② 教育・学べる機会の拡充

ごみの減量・リサイクルや適正処理は、地域の生活環境の保全や地球規模の環境保全につながる大切な取り組みであり、多くの市民がこのような点について関心を持ち理解していただけるようにすることが求められます。とりわけ、将来の循環型社会形成に向けて次世代を担う子供達への教育が重要であり、教育機関や環境NPO団体との連携を図りながら、様々な学べる機会をさらに広げていく必要があります。

資料編

1 仙台市廃棄物対策審議会委員名簿

平成 18 年 4 月以降の委員名簿。() 内は委嘱替えのあった委員の在任期間

(五十音順、敬称略)

氏 名	組織・役職等
安孫子 雅浩	仙台市議会議員 (～平成 18 年 6 月 30 日)
阿部 信三郎	宮城県警察本部生活安全部長 (～平成 19 年 4 月 17 日)
荒井 美佐子	(財) みやぎ・環境とくらし・ネットワーク
安澤 時雄	東北経済産業局資源エネルギー環境部長 (～平成 18 年 6 月 19 日)
海野 道郎	東北大学大学院文学研究科教授
尾形 利道	宮城県警察本部生活安全部長 (平成 19 年 4 月 18 日～)
岡本 あき子	仙台市議会議員 (平成 18 年 7 月 1 日～)
崔 信義	仙台弁護士会
庄司 俊充	仙台市議会議員
末永 直之	宮城県百貨店協会事務局長 (～平成 19 年 6 月 3 日)
鈴木 金昭	宮城県百貨店協会事務局長 (平成 19 年 6 月 4 日～)
鈴木 昇	全環衛生事業協同組合専務理事
鈴木 泰爾	仙台中央地区環境美化推進実行委員会副委員長
関 正勝	(社) 仙台建設業協会常任理事
橋 眞紀子	(有) 岩沼屋ホテル専務取締役
豊澤 隆	仙台市小学校教育研究会社会科研究部会長 (郡山小学校長)
野田 隆司	東北経済産業局資源エネルギー環境部長 (平成 18 年 6 月 20 日～)
◎ 長谷川 信夫	東北学院大学名誉教授
○ 平賀 ノブ	仙台商工会議所女性会副会長
深野 せつ子	けやき・オフィス町内会理事長
紅邑 晶子	せんだい・みやぎNPOセンター常務理事兼事務局長
松坂 直志	宮城県再生資源商工組合理事長
矢吹 真理子	A C T 5 3 代表
山岡 講子	環境会議所東北常務理事

◎ : 会長 ○ : 副会長

2 これまでの検討経過

- 平成 18 年 4 月 25 日 廃棄物対策審議会
- ・ 仙台市からの依頼を受けてごみ処理費用の負担のあり方について検討開始
- 平成 18 年 6 月 26 日 廃棄物対策審議会
- ・ ごみ処理費用の一部に受益者負担制度を導入する場合の骨格案について審議
- 平成 18 年 7 月 31 日 廃棄物対策審議会
- ・ ごみ処理費用の一部に受益者負担制度を導入する場合の骨格案について審議
- 平成 18 年 9 月 6 日 廃棄物対策審議会
- ・ ごみ処理費用の負担のあり方に係る中間とりまとめについて審議
- 平成 18 年 10 月 1 日 中間とりまとめについて市民意見を募集 (11 月 30 日まで)
- ・ 意見数 143 通・493 件
- 平成 18 年 11 月 9 日 市民説明会開催
- ・ 29 日まで区役所等を会場に計 11 回開催。参加者数 164 名
- 平成 19 年 1 月 26 日 廃棄物対策審議会
- ・ 中間とりまとめに係る市民意見について概要報告
- 平成 19 年 4 月 16 日 クリーン仙台推進員に対する説明会開催
- ・ ごみ処理費用への受益者負担制度導入の検討状況について説明。5 月 9 日まで各区で計 5 回開催。参加者数 174 名
- 平成 19 年 4 月 18 日 廃棄物対策審議会
- ・ 中間とりまとめに係る市民意見を受けて、最終とりまとめに向けて審議
- 平成 19 年 6 月 4 日 廃棄物対策審議会
- ・ ごみ処理費用の負担のあり方に係る最終とりまとめについて審議
- 平成 19 年 6 月 日 「定日収集生活ごみの処理費用の負担のあり方とごみ減量・適正処理施策の推進方向について」(最終とりまとめ)、審議会から仙台市長に報告

注：「クリーン仙台推進員」とは、ごみ減量・リサイクルの推進や地域環境美化などの課題に地域で取り組むリーダーを育成するため仙台市から委嘱された者。平成 19 年 4 月 1 日現在、1,113 名を委嘱している。

3 仙台市のごみ処理の現状

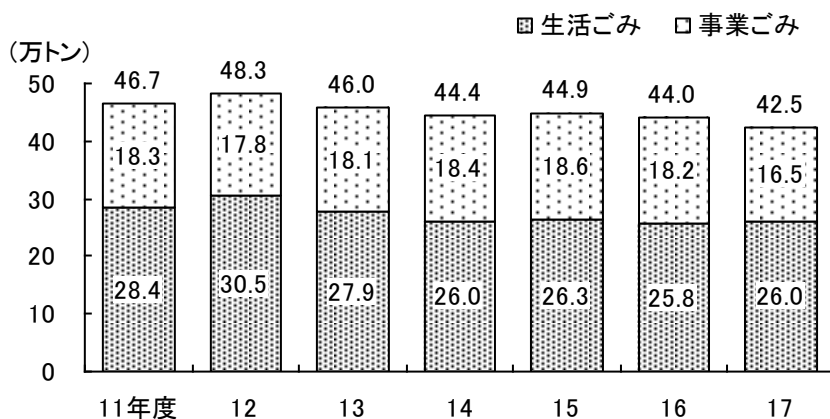
(1) ごみ排出量

① ごみ種類別の内訳（平成 17 年度）

区分	ごみ排出量	構成比
家庭ごみ	222,865t	[52.4%]
缶・びん・ペットボトル等	20,612t	[4.9%]
プラスチック製容器包装	13,356t	[3.1%]
定日収集ごみ	256,833t	[60.4%]
地域清掃ごみ	609t	[0.1%]
粗大ごみ・臨時ごみ	2,898t	[0.7%]
生活ごみ 計	260,340t	[61.2%]
事業ごみ 計	164,851t	[38.8%]
ごみ総量	425,191t	[100%]

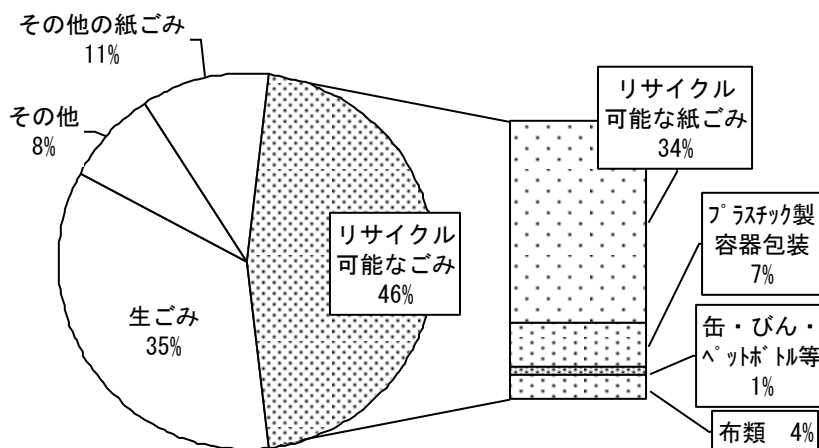
ごみ排出量の6割が定日収集生活ごみになっています。

② 生活ごみ・事業ごみの排出量の推移（平成 11～17 年度）



生活ごみの排出量は、ここ数年横ばいの状態が続いています。

③ 家庭ごみの組成（「平成 17 年度検査年報」（仙台市環境局施設課）より抜粋）



紙ごみをはじめ、家庭ごみの半分近くが分別・リサイクルが可能なごみとなっています。

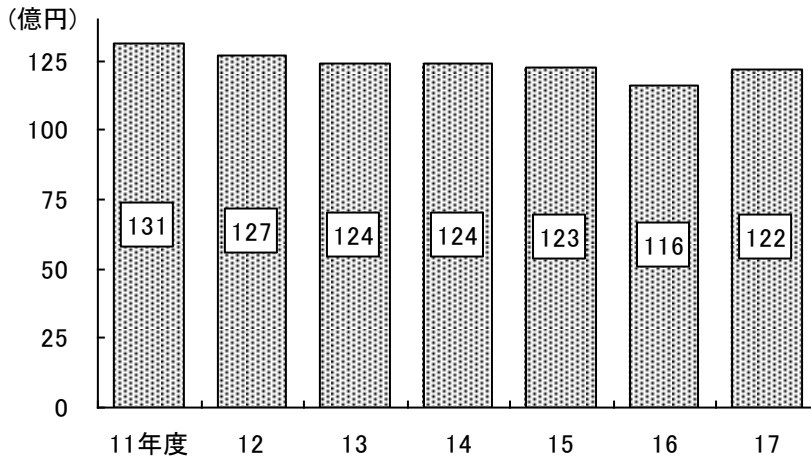
(2) ごみ処理費用

① ごみ種類別の内訳（平成17年度）

区分		処理費用 (千円)	手数料収入 (千円)
	家庭ごみ	5,425,866	-
	缶・びん・ペットボトル等	1,670,348	-
	プラスチック製容器包装	795,968	-
	定日収集ごみ (無料)	7,892,182	-
	地域清掃ごみ (無料)	52,334	-
	粗大ごみ・臨時ごみ(有料)	375,361	102,477
生活ごみ 計		8,319,877	102,477
事業ごみ 計 (有料)		3,875,809	1,630,658
総計		12,195,686	1,733,135

平成17年度のごみ処理費用は約122億円。このうち約79億円は、無料で処理している定日収集生活ごみの処理費用です。

② ごみ処理費用の推移（平成11～17年度）



平成17年度は松森工場が稼働し、その減価償却費が計上されたため、処理費用が増加しましたが、平成11年度から17年度にかけて収集業務を段階的に民間委託したことにより、この間の処理費用は減少傾向にあります。

4 全国のごみ等有料化実施状況（平成18年10月現在）

	総数	有料化実施数	実施率(%)
市	802	363	45.3
町	842	502	59.6
村	196	108	55.1
合計	1,840	973	52.9

全国の半数を超える市町村が有料化を実施しています。
※東洋大学山谷教授調べ

5 ごみ処理費用の負担のあり方に係る中間とりまとめに対する市民意見の概要

平成18年9月の審議会の「ごみ処理費用の負担のあり方に係る中間とりまとめ」について、10月からの2ヶ月間、市民意見の募集を行った。提出された意見数は143通〔493件〕で、主な意見の概要は次のとおり。

(1) 有料化自体に関する意見〔105件〕

- ・ 市民一人ひとりにごみについて考えさせるために有料化は必要。
- ・ ごみ処理に多額の費用を要していることから、有料化は当然。
- ・ ごみが減量するというデータもあるようで、有料化はいいことだ。
- ・ 時代の趨勢として有料化はやむをえない。
- ・ 中間とりまとめにある程度の不法投棄対策で有料化に踏み切るのには反対。
- ・ ごみ処理費用の負担を安易に排出者に課すことは疑問。
- ・ ごみ減量に再度徹底的に取り組んでから、有料化が必要か考えてほしい。
- ・ 国の基本方針を有料化の理由にするのは責任転嫁。
- ・ 国や他都市の状況など持ち出さず、市は自信を持って有料化を進めればよい。
- ・ 大多数の市民は適正にごみ処理しており、有料化による減量効果は期待できない。
- ・ 一層のごみ減量を進めるには意識改革が重要であり、有料化だけでは解決しない。
- ・ 低所得者にこれ以上負担をかけないでほしい。
- ・ ごみ処理は公共サービスの最たるもの。「受益者負担」の考え方が当てはまるのか。
- ・ 税金の二重取りになる。

(2) 有料化の具体的内容に関する意見〔134件〕

① 対象範囲に関する意見〔10件〕

- ・ 分別の努力が報われる方法にしてほしい。
- ・ リサイクルし尽くして残ったごみだけを有料化することにしてほしい。
- ・ 缶・びん・ペットボトル等、プラ容器包装の有料化はリサイクル概念を弱める。
- ・ 缶・びんのいくつかは有価物であり、有料化の対象とすべきではない。
- ・ 缶・びん・ペットボトル等の処理費用はリサイクルの進展に伴い拡大しており、有料化するか早急に決定すべき。

② 手数料設定に関する意見〔82件〕

- ・ 費用として本当に必要なら450袋1枚146円（1袋当たりの処理費用）でもいい。
- ・ 袋は大（100円）と中（70円）の2種類でよい。市民は工夫して使うだろう。
- ・ 手数料は袋の製造・流通経費を除いた部分を袋の容量に比例させて設定すべき。
- ・ ごみ処理費用を税で徴収する方法の検討も必要ではないか。
- ・ 中間とりまとめの手数料水準の3分の2程度から始めて、反応を見てはどうか。
- ・ 1枚50円は低所得者には負担が大きい。
- ・ 手数料設定の根拠が曖昧。他都市の手数料水準は参考にならない。
- ・ 受益者負担を導入するなら、一定量以下無料制が妥当。
- ・ 容量ではなく重量をベースとして有料化を検討したのか不明。
- ・ 安いプラスチック製容器包装の袋で家庭ごみが出されてしまわないか不安。
- ・ 小袋（150）よりも小さい袋を検討してほしい。

③ その他〔42件〕

- ・ 街路樹の落ち葉の処理まで住民が負担するのは抵抗感がある。
- ・ 有料化までに残った指定袋を有料化後も使用させてほしい。
- ・ 他自治体へ転居する場合、買い置きしていた有料袋は市で買い戻してくれるのか。
- ・ 現在の承認レジ袋制度を今後も続けてほしい。
- ・ 手数料収入はごみ排出削減につながる施策に使用し、それを明示することが必要。
- ・ 有料化により浮いた税金は減税して市民に還元すべき。

(3) 有料化導入に併せて実施すべき施策に関する意見〔114件〕

- ・ 市が紙類の定期回収を行い、紙ごみの削減をより進めることが必要。
- ・ 紙類回収は有料化と関係なく先行して実施すべき。
- ・ 町内会単位での生ごみ堆肥化など、生ごみ削減を促進する仕組みづくりが必要。
- ・ 不法投棄・不適正排出対策の充実が必要。
- ・ 現在の集積所収集で有料化すれば不法投棄が増える。戸別収集に切り替えるべき。
- ・ 有料化実施自治体の実態を調査し、有効な不法投棄対策を検討すべき。
- ・ 不法投棄されたごみの後始末に今以上に経費がかかるのは問題。
- ・ 高齢者、紙おむつ使用者のいる世帯、非課税世帯への配慮が必要。
- ・ 庭木の剪定枝は、資源ごみとして家庭ごみとは別枠で考えてほしい。

(4) その他の意見〔140件〕

① 本市のごみ処理の現状に関する意見〔24件〕

- ・ 市ではごみを減らすことをもっと積極的に考えるべき。
- ・ ごみ処理費用の負担縮小のため更なる排出削減の努力が必要。
- ・ リデュースが最優先であることを市民にもっと理解してもらおうよう努めるべき。
- ・ 分別をもう少し細かくして3Rを推進した方がよい。
- ・ 仙台市と同規模の都市、近隣の都市とのコスト比較を明らかにしてほしい。

② 有料化検討の進め方に関する意見〔28件〕

- ・ 審議会は市民の代表として広範な議論を行ってほしい。
- ・ 審議会は市民意見を十分反映させた施策が講じられることを確認して答申すべき。
- ・ 有料化導入に向けての市民への説明が少なすぎる。
- ・ 市民意見とその対応策を広く市民に周知すべき。
- ・ 意見を聞くだけでなく、市民の目線で検討し市民の納得を得てほしい。

③ 事業者責任に関する意見〔29件〕

- ・ ごみの発生には製造者・販売者にも責任があり、事業者のごみ排出削減努力を促す必要がある。
- ・ ごみ減量の推進には、ごみ発生源である事業者への働きかけを強化するのが先決。
- ・ ごみ処理の財源がないのなら、事業者に課税して処理費用に充てるべき。

④ その他〔59件〕

- ・ 有料化はいつから実施されるのか。
- ・ 有料化後は現在の指定袋を使えなくするのなら、十分な周知期間を設けるべき。
- ・ 有料化を検討する前に、財政の無駄遣いを見直すべき。